

企業会計基準公開草案第 24 号

## 「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その 3）（案）に対する意見

有限会社もんちゃんほうす取締役、年金数理人 松原 良

### 結論

改正案に賛成する。

ただし、回廊アプローチを採用しないとした理由については反対する。

### 理由

#### 改正案について

国際会計基準、米国会計基準に関する議論を見る限り、数理計算上の差異の即時認識や債務の時価評価への流れ、は明らかであり、回廊アプローチをとらないとしたことも含め、今回の改正はその流れと整合的である。

#### 回廊アプローチを取らないとした理由について

重要性基準を適用する以上、回廊アプローチは取れないとされたが、回廊アプローチを許容している国際会計基準、米国会計基準においても、実務上は、計算基礎の決定に当たって合理的な範囲で重要性基準が適用されていると考えられる。両基準における実務上の取扱いは次ページに示した。

割引率の決定を除けば、わが国で行われている実務上の取扱いと変わらず、割引率の決定方法が実質的に変わらないものとなった以上、回廊アプローチを取らないとする理由は消滅したと考えられる。

したがって、回廊アプローチを取らない理由を、重要性基準を適用していることとするには、反対である。将来的には、数理計算上の差異が即時認識される方向に動いていくことは間違いが無い。これまで採用していなかった回廊アプローチを採用することは、このような流れに反する。

回廊アプローチを採用しない理由は、数理計算上の差異の認識を少しでも早めることは、即時認識への流れに即したものであり、移行した際の衝撃を和らげるという意味でも望ましいからとすべきと考える。

\*\*\*

## 国際会計基準、米国会計基準における基礎率の決定の実務

### 1) 割引率の決定

決算の報告期日との関係から、実務上は、貸借対照表日現在の利回りを観察してから、計算に使用する割引率を決定することは困難である。したがって、貸借対照表日の1月程度前の利回りに基づき割引率を決定し、貸借対照表日までの市場の変動が大きくなければ、そのままその率が適用される。

また、率の決定に際しては、 $1/4\%$ や $1/2\%$ への丸めも行われている。

### 2) 昇給率の決定

長期のインフレの見込みと、会社の成長率等の見込みにより決定されることが多い。会社の成長率等の見込みについては、實際上、ほとんど変更されることが無い。若年層について、年齢別の給与指数を同時に使用することもあるが、事情の変化が認められない限り見直されることは無い。

### 3) 期待収益率の決定

政策ポートフォリオ、実際のポートフォリオ、各資産クラスの期待収益率などを基礎として、そのつど見直しが行われる。

### 4) 脱退率の決定

掛金計算に用いられた脱退率が使われることも多い。脱退率の変更の影響は、経済的基礎率の変更に比べると影響が小さいこともあり、脱退の状況に大きな変化が無い限り、変更されることは無い。

### 5) 死亡率の決定

標準死亡率が使われることが多いのは、わが国の場合と同じである。

\*\*\*